平成２５年（フ）第４９６２号
埼玉県富士見市関沢１丁目５―26―112
破産者　上野　佳一
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９７８号
神奈川県海老名市大谷北１丁目４―38―404
破産者　堀田　正明
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１７号
東京都足立区西保木間３丁目16番27号
破産者　株式会社上遠野
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１８号
埼玉県草加市西町1034番地１
破産者　株式会社トライアル
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１９号
東京都足立区古千谷本町２丁目４―12　ボヌールメゾンＢ201
破産者　上遠野靖司
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３６号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺16番地
破産者　有限会社相模開発
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０３７号
東京都港区芝浦４丁目２―23―807
破産者　寺澤　好史
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７６号
東京都品川区東五反田２丁目４番４号
破産者　株式会社目黒綜合メンテナンス
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７７号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町525―21―301
破産者　種子田ふみ江
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１５１号
埼玉県鴻巣市宮前516番地
破産者　株式会社成塚食品
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１５３号
埼玉県三郷市三郷３丁目16番地２
破産者　株式会社ミサトオフセット印刷
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６９号
東京都小金井市前原町４丁目７―22、開始決定時の住所東京都小金井市前原町４丁目17―６
破産者　児山　満成
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２２８号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目10番地の７
破産者　有限会社吹よせ
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３０号
東京都羽村市五ノ神３丁目３－９―205、開始決定時の住所東京都羽村市緑ヶ丘５丁目７―15
破産者　西谷由美子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３３７号
東京都渋谷区渋谷１丁目25番10号
破産者　有限会社ウータオ
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３３８号
神奈川県川崎市宮前区土橋７丁目３―11―102
破産者　五嶋　　真
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３４７号
東京都中央区新富１丁目11番10号
破産者　株式会社ＣＭＭクリエイト
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３４８号
東京都中央区築地７丁目11―10―302
破産者　飯田　道郎
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６４５号
東京都世田谷区千歳台６丁目16－７―1102、開始決定時の住所東京都世田谷区船橋４丁目38―１―205
破産者　寺下　　健
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６４６号
東京都世田谷区千歳台６丁目16－７―1102、開始決定時の住所東京都世田谷区船橋４丁目38―１―205
破産者　寺下　純子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８３３号
埼玉県草加市谷塚町694―４―103
破産者　山中　　諭
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部